

よくある質問

Q. 二次元バーコードでの届出は、どこの窓口で受付できますか？

市役所窓口（窓口サービス課）での受付となります。サービスセンター、サービスステーションでは二次元バーコードでの受付は行っていません。

Q. 間違った内容で二次元バーコードを作成してしまいました。修正はできますか？

二次元バーコード作成後の修正は出来かねます。再度、入力しなおしてください。

Q. 代理人が二次元バーコードを窓口で提示し、届出することはできますか？

可能です。二次元バーコードの画像もしくは二次元バーコードが印刷された用紙をお持ちいただければ、代理の方でも受付できます。ただし、委任状などが別途必要になる場合がありますので、必要書類については、事前にご確認のうえ、窓口へお越してください。

Q. 国外からの転入ですが、二次元バーコードを作成することはできますか？

作成できません。国内での住所変更（転入、転居、転出）しか対応できておりません。他のお手続き（国外からの転入、国外への転出、世帯変更など）については、窓口で申請書を書いて申請してください。

Q. 外国籍の方も、二次元バーコードを作成することはできますか？

作成することはできますが、以下の点についてご留意のうえ入力してください。（入力画面には『日本人のみ対応』と記載がありますが、本市の取扱いとしては入力可能としています。）

- ・氏名欄には文字数制限があります。文字数が多いと申請書に印字しきれない場合があります。
- ・アルファベット名、漢字名など氏名の表記が複数ある場合、画面入力はどれか1つのみとなります。

上記の内容に該当する場合、窓口で正しい氏名を確認させていただき受付します。

Q. 6人家族で宝塚市に引っ越してきました。二次元バーコードを作成することはできますか？

二次元バーコードを作成できるのは、5人までとなっています。窓口で申請書を書いて届出してください。